

経済産業省

デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関する
モニタリング会合
第2回 議事要旨

■ 開催概要

<日時> 令和4年3月14日(金) 8:00~10:00

<場所> オンライン開催 (MS Teams: みずほリサーチ&テクノロジーズ主催)

■ 出席者

<委員> (座長以下50音順)

岡田座長、生貝委員、黒田委員、伊永委員、高倉委員、武田委員、百歩委員、
平山委員、増島委員、若江委員

<オブザーバー>

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 金藤 ICT 委員会委員長
一般社団法人 EC ネットワーク 沢田理事
公益社団法人日本通信販売協会 万場専務理事
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 岸原専務理事

<関係省庁>

内閣官房 デジタル市場競争会議事務局 成田次長
公正取引委員会事務総局 経済取引局 総務課 塚田課長
個人情報保護委員会事務局 矢田企画官
消費者庁 消費者政策課 吉田課長
総務省 情報流通行政局 情報通信政策課 西潟企画官
経済産業省 経済産業政策局 競争環境整備室 杉原室長

<事務局>

経済産業省 商務情報政策局 野原局長、門松審議官
経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 デジタル取引環境整備室 日置室長ほか
(令和3年度事務局運営支援業務委託先) みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

■ 議事次第

1. 開会
2. 議事

(1) デジタルプラットフォーム利用事業者向けアンケート調結果査について (報告)

(2) DPF 提供者に対する質問・確認事項について

3. 閉会

■ 配布資料

議事次第

【資料1】デジタルプラットフォーム利用事業者向けアンケート調査結果（オンラインモール・アプリストア）

【資料2】事務局提出資料

■ 討議概要

- 事務局（みずほリサーチ&テクノロジーズ）から、資料1に基づき、利用事業者向けアンケート調査結果を報告した後、事務局（経済産業省）から、資料2に基づき、透明化法施行後に寄せられた利用事業者の声や特定デジタルプラットフォーム提供者（以下「DPF 提供者」という。）による自主取組の例等について説明。
- 年度末を迎えるにあたって、DPF 提供者においては、2021 年度の取組状況について報告書を作成していくことになるところ、当該報告書の作成やその後のヒアリングに向けて、DPF 提供者に報告・説明してもらいたい事項について議論。委員・オブザーバーからの意見等の概要は以下のとおり。
（注：下記には会合終了後に委員・オブザーバーから寄せられた追加意見・質問等が含まれる。）

<DPF 提供者に対する質問・確認事項について（総論）>

- 透明化法については、「実効性に疑問がある」との指摘があった。しかし、今回のアンケート調査結果によれば、透明化法の施行を受けて DPF 提供者の情報開示や相談窓口での対応が「改善した」と感じている利用事業者が7割程度おり（【資料1】15頁）、ひとまず安心した。これは、DPF 提供者の努力や姿勢の賜物といえる。
- 他方、課題も残されている。DPF 提供者からの説明状況と説明に対する納得感について（【資料1】24頁～27頁）。「説明がないことが課題である」というものは、透明化法上問題があり得る。また、「説明の納得感が課題である」ものについては、独占禁止法上の優越的地位の濫用になる可能性が高い。したがって、いずれの場合も独占禁止法と透明化法の問題として解決していく必要がある。
- 利用事業者からは、DPF に対してなお懸念が示されており、利用事業者によっても評価が異なる状況である。透明性・公正性の確保は、利用事業者の参入や投資に影響するので、懸念があることは大きな問題である。

【①DPF 提供者からの説明・報告の在り方】

- DPF 提供者から提供される情報（回答）は利用事業者の参入や投資に影響する。したがって、正当な理由がない限り、委員・オブザーバーや事務局だけではなく、広く開示されることが重要である。

- ・ デジタルプラットフォームには、様々な利用事業者がビジネスを拡大することを助ける役割があるので、利用事業者がビジネスの予見可能性を高めることができる情報は提供すべきである。提供できないのであれば、その理由を説明すべきである。
- ・ 透明化法は、DPF 提供者と利用事業者の相互理解を重要な目標としている。そこで、読めば内容を理解できる程度に明確かつ具体的な情報が提供される必要がある。これにより利用事業者に安心感を与えることもできる。
- ・ DPF 提供者の報告書の内容は、それを通じて利用事業者とコミュニケーションを図るという意味でも重要である。
- ・ 全体として、海外で説明している内容については、日本の利用事業者にも説明してもらいたい。例えば、米国議会のヒアリングでは、アプリストアの手数料の内訳や性質について、かなり詳細な説明が行われたと認識している。また、検索結果の表示に関するアルゴリズムの重みづけに関しても、欧州の P2B 規則は、より踏み込んだ規定に基づく情報開示を求めている。
- ・ 透明化法は、DPF 提供者に情報の開示義務と苦情・紛争処理の体制整備義務を課すことで、利用事業者とのコミュニケーションを通じて相互理解を深めることを制度化している。苦情処理等の個別対応はコストもかかるため、事前に情報開示を広く行うことで未然に苦情や紛争を防ぐことが合理的になる。そうしたインセンティブを付与しているのが透明化法である。
- ・ 本会合は、公的に DPF 提供者の取組や課題が公表されるプロセスとして位置づけられる。このプロセスには、プラットフォームに対する政府からの信頼の付与という意味合いも含まれており、それは DPF 提供者側にとっても重要なメリットになるはずである。
- ・ 国内に本社を持つ DPF 提供者に限らず、海外に本社を持つ DPF 提供者にも、我が国のプロセスを通じて、プラットフォーム自体の国際的な信頼性を高めることができると捉えていただきたい。我が国での取組の実績を他国でも周知することにより、日本の取組が国際的にも知られていくという動きもあり得る。また、我々も、その点を意識した上で取組を発信することが重要である。

【②DPF 提供者の事業概要・課題認識とそれらを踏まえた対応】

- ・ DPF の各ビジネスモデルを理解するために、DPF 提供者の立ち位置、すなわち利用事業者との契約の性質、利用事業者に提供する付加価値は何であるか、といったことを説明してもらいたい。
- ・ また、どのような点に重点を置いてプラットフォームを運営しているのか（例：消費者へのわかりやすさか、利用事業者間の公平性等）を説明してもらいたい。それらは、課題とされている各項目（例：返品返金の可否判断、手数料水準、検索ポリシー等）について、各 DPF 提供者の対応をどのように評価するかに関わってくると考える。
- ・ 利用事業者の声として挙げられた課題について、自社の基本ポリシーとの関係で、課題として認識しているか確認したい。課題ではないと考えている場合はその理由（例えば、対応済みである、自社にあてはまらない、誤解である等）、課題と認識している場合は対応方針を説明してもらいたい。

【③DPF 提供者による取組状況】

- ・ 国際的に一貫した運用をできる限り担保していく観点、また、ベストプラクティスを示す観点から、欧州の P2B 規則にどのように対応しているのか、可能な限り説明してもらいたい。他方、日本独自の取組も重要である。
- ・ 体制整備義務の指針の基本的な考え方 2.4 に関連して、日本国内の自主的な基準や商慣習に対応した例を説明してもらいたい。
- ・ AI を利用している場合、AI の利用方針について説明してもらいたい。どのような場面で AI を使っているのか、AI が完璧ではないとしてどのような人為的な修正・対応を行っているのか。
- ・ 質問を通じて明らかになった DPF 提供者の取組からベストプラクティスを抽出し、それに基づいて各社のビジネスモデルに即した一層の自主的改善の取組を促すこともモニタリング・レビューの役割であると考えている。

(会合終了後に寄せられた追加質問・意見等)

- ◇ DPF 提供者から提供される情報の信憑性を確認するという観点から、確認したい事項について、内部監査や外部監査ではどのように対応しているのか併せて説明してもらいたい。

【④質問・確認の方法】

- ・ DPF 提供者に提供してもらいたい情報については、事務局からも積極的に提案してもらいたい。
- ・ DPF 提供者にモニタリング会合に継続的に関与してもらえるように配慮することも必要である。質問・確認事項については、モニタリング・レビューが継続的な活動であることに留意し、段階的なプロセスを想定したコミュニケーションを行うことが重要である。また、対応が難しい事項がないか率直に確認することも必要である。
- ・ 質問の仕方を工夫することで、DPF 提供者としても、きちんと取り組んでいることを証明できる機会になる。
- ・ 例えば、自社優遇については、「自社優遇をしているか？」という質問では、「していない」という回答で終わってしまう可能性がある。そこで、自社と他社を同じように対応した具体的な事例を説明してもらおうという方法も考えられる。また、一定期間において自社・関連会社に対して行った処分の件数や処分全体に占める割合を教えてもらうことも考えられる。
- ・ 例えば、返品・返金関係については、「返品・返金の対応はどのように行っているか？」というオープンな質問では、ハイレベルな（曖昧な）回答になり、更問いが発生して非効率である。そこで、通常の手順のみならず、通常の手順を外れて対応するようなケース（例えば、上位者にエスカレーションする基準）や、判断が悩ましかった事例を紹介してもらうことも考えられる。
- ・ AI について検証する場合、一般的には、AI にサンプルデータを与えて、正しく答えが出ているかを検証する。人工的に作ったサンプルデータであれば、テスト結果を含めて公開できるはずである。

(会合終了後に寄せられた追加質問・意見等)

- ◇ 報告書の内容の信憑性を確認するための仕組みについて、有効性の高い検証方法を今後模索していく必要がある。

<DPF 提供者に対する質問・確認事項について（各論）>

【①返品・返金関係について】

➤ ルールに関する相互理解

- ・ DPF 提供者が利用事業者の商品について利用事業者が定めたものと異なる返品・返金のルールを定めている場合がある。このような場合に、両者にコンフリクトがあることを理解した上で、どのように整理しているのか確認したい。
- ・ 返品・返金条件について、DPF 提供者が定めるルールを理解した上で利用してくださいというコミュニケーションを利用事業者との間でどのように行っているのか確認したい
- ・ App Store の返金対応について、情報提供の面で改善が進んでいることは評価できるが、利用事業者がアプリの返金を自分でコントロールできないことが根本的な不満となっている。その点について Apple の考えを説明してもらいたい。
- ・ App Store におけるアプリの返金期間は、Google Play ストアの 48 時間に比べて 90 日間と非常に長く、消費者のモラルハザードを誘引しているのではないかと思う。なぜそれほど長い期間を設定しているのか、合理的な期間に短縮することはできないか、説明してもらいたい。
- ・ Apple はユーザーから返金要求があった場合、アプリに技術的な問題がある場合以外にも返金に応じているように感じる。どのような基準で返金に応じているのか説明してもらいたい。

(会合終了後に寄せられた追加質問・意見等)

- ◇ DPF 提供者において返品・返金ルールを定める際の考え方や、利用事業者の利益にどのように配慮しているか、購入者による濫用的な返品・返金要求を防ぐためにどのような取組を行っているか、説明してもらいたい。

➤ 利用事業者の状況を踏まえた対応

- ・ 日本の利用事業者は、米国とは違い、消費者の返品・返金行動を織り込んで事業計画を立てることに慣れていない。DPF 提供者が利用事業者の商品について返品・返金のルールを定めている場合には、そうした日本の利用事業者の実情も踏まえて、返品・返金の実績や考え方について、分かりやすく説明すべきである。利用事業者のビジネスの予見可能性の向上に資する情報の提供は、様々な利用事業者がビジネスを拡大することを助けるというデジタルプラットフォームの役割でもある。
- ・ 利用事業者が DPF 提供者のフルフィルメントサービスを利用するにあたり、特別な返品条件を求められることがある。当該返品条件により、利用事業者にどの程度の不利益が生じているのか報告してもらいたい。

➤ 返品・返金に関するトラブルへの対応

(会合終了後に寄せられた追加質問・意見等)

- ◇ DPF 提供者において返品・返金の判断を行う場合に、購入者が主張する返品・返金の理由や、DPF 提供者の判断の理由について利用事業者の開示するなど、利用事業者が実質的に異議申立てをすることができる情報を提供しているか説明してもらいたい。
- ◇ 返品や商品の破損について利用事業者から異議申立てがあった場合、どの程度、個別の調査や事案に即した対応をしているか説明してもらいたい。
- ◇ 消費者からの詐欺的・濫用的な返品が生じた場合に、利用事業者が自ら訴訟や警察への申告によって問題を解決することが実質的に可能となっているか説明してもらいたい。
- ◇ オンラインモール運営事業者において返品の判断を行っている場合、購入者が安価な商品にすり替えて返品した場合など利用事業者に損失が生じた場合に、利用事業者に対してどのように補償を行っているか説明してもらいたい。具体的な補償金額の算定基準やその考え方について説明してもらいたい。

【②アプリストアの手数料・課金方法について】

➤ ルールに関する相互理解

- ・ アプリストアの手数料の水準の理由や内訳について十分に開示されるべきであるという声は多くの利用事業者から寄せられている。そこで、報告書では、この点について説明してもらいたい。
- ・ 公正な競争のために、課金手段に関する基本的な考え方を説明してもらいたい（例えば、サービスによってどのようにグラデーションつけるのかなど）。
- ・ 手数料の内訳や性質について、米国議会のヒアリングで説明している内容については日本の利用事業者向けにも説明してもらいたい。

(会合終了後に寄せられた追加質問・意見等)

- ◇ 登録料、サービス手数料等、各種手数料の役割分担を説明してもらいたい。
 - ◇ 手数料の位置づけ（代理人サービスを利用する必要性等）について説明してもらいたい。
 - ◇ 決済方法について、ユーザーに自らのリスクで選択することを許すべきという利用事業者の声に対する考えを説明してもらいたい。
 - ◇ アプリストア内で外部決済に誘導することが禁止されているが、アプリストア外では一般に様々な取引が行われているところ、アプリ内で外部決済に誘導することにより、誰にどのような不利益が生じ得るのか説明してもらいたい。
 - ◇ アウトリンクを禁止するルールの運用において、利用事業者によるサービス展開が過剰に制約されているという利用事業者の声について、どのように考えるか説明してもらいたい。
- 公正な競争の確保
- ・ DPF 提供者が、手数料について、利用事業者と自社・関連会社との間で異なる取扱いをしている場合、その理由や、公平性を担保する方策について説明してもらいたい。
 - ・ 異なる取扱いをしないこととしているのであれば、公平性の観点から懸念が生じないようにす

るための仕組みについて説明してもらいたい。すなわち、自社優遇をしない体制整備や今後の取組について詳しく知りたい。

【③規約・ガイドライン等の運用】

- Amazon は、自身が行っている直接販売事業について利用事業者向けの規約を直接的には適用しないとのこと。このような DPF 提供者について、自社の販売において問題が生じた場合の対応をルール化しているのか確認したい。このような場合、利用事業者との関係で DPF 提供者が不当に有利になるのではないかと懸念する。
- アンケート調査の結果等でも、DPF 提供者と他の利用事業者との間でルールの適用が不公平であると感じるとの声がある。これらの点について説明してもらいたい。

(会合終了後に寄せられた追加質問・意見等)

- ◇ 公平なルール適用を行うという観点から、ルール違反を行った利用事業者を把握し、処分するか否かを判断するプロセスについて説明してもらいたい。

【④アプリの審査関係】

- 透明化法上、アプリのストアからの削除について事前通知義務は課されていない。しかし、問題が深刻ではない場合など、事前通知の上で停止・削除することとしてもよい範囲が一定程度あるように思う。その点について考えを説明してもらいたい。

(会合終了後に寄せられた追加質問・意見等)

- ◇ アプリ事業者にとってアプリ審査は避けて通れないプロセスであり、その予見可能性がアプリ事業者による投資、事業継続、サービス展開を左右する。以前から審査のばらつきやスピードに関する指摘がなされてきたところであるが、DPF 提供者において、これまでどのように審査体制を改善してきたのか、具体的に教えてもらいたい。その上で、予見可能性を更に高めるべく取り組もうとしていることがあれば教えてほしい。事前相談や審査期間見込みの開示、リジェクト事例公表等、様々な取組が考えられると思う。
- ◇ アプリの審査や継続について、予見可能性、一貫性、公平性、公正性を担保するための取組について説明してもらいたい。例えば、以下のガイドラインについては予見可能性に疑義があるので、特に見解を求めたい。

- App Store Review ガイドラインにおける、「4.2 最低限の機能性（中略）特に便利でも、ユニークでも、「Appらしく」もない場合、その App を App Store で提供することはできません」
- Google プレイストアポリシーセンターにある、「誤解を招くメタデータ、誤った形式のメタデータ、非記述的なメタデータ、無関係なメタデータ、過剰なメタデータ、不適切なメタデータをアプリに設定することは認められません。メタデータには、アプリの説明、デベロッパー名、タイトル、アイコン、スクリーンショット、プロモーション画像などがあります（ただしこれらに限定されません）。」

- ◇ ユーザー情報の収集が過度に禁止されている結果、アプリが提供するサービスの性質上重要となる情報が収集できないという利用事業者の声について、どのように考えるか説明してもらいたい。特に、ルール策定時に利用事業者の意見を反映するための取組、利用者保護と利活用のバランスをとった利用事業者の多様な方策を取り入れるための取組について説明してもらいたい。

【⑤アカウント停止関係】

➤ アカウント停止の基準

- ・ アカウント停止は利用事業者のビジネスに深刻な影響を与える。そこで、アプリの削除にとどめる場合と、アカウントの停止まで行う場合の基準の違いを開示してもらいたい。両者の基準の差はあってしかるべきである。
- ・ アカウント停止の基準やプロセスについて、DPF 提供者が定めるルールを理解した上で利用してくださいというコミュニケーションを利用事業者との間でどのように行っているのか確認したい。

➤ 透明化法の例外事由の考え方

- ・ 透明化法上、アカウント停止を行う場合には、原則として 30 日以上前に理由とともに通知しなければならないが、緊急性、詐欺等のリスク、セキュリティリスク等の例外事由も定められている。この例外事由について、DPF 提供者としてどのように判断しているか、判断基準を説明してもらいたい。
- ・ アカウント停止を行った件数と、そのうち透明化法上の例外事由があると判断した件数または割合を開示してもらいたい。

➤ アカウント停止の理由の開示

- ・ 透明化法上、アカウント停止を行う場合には、原則として 30 日以上前に理由とともに通知しなければならないが、「規約に定められている違反事由に該当する」といった程度の説明しかなく、悪用されないように詳細な情報は開示できないと言われることが考えられる。

(会合終了後に寄せられた追加質問・意見等)

- ◇ アカウント停止処分の理由の開示について、何らかの理由で開示できない情報があるとしても、利用事業者において反論すべきポイントを把握できる程度の情報開示は必要と思われる。例えば、「このポリシーに違反している」「ポリシー違反を行ったアカウントとの関連性が認められた」といった情報だけではなく、そのように判断した根拠をある程度開示すべきではないか。そのような観点から、アカウント停止処分の理由について、どの程度具体的に情報を開示しているか説明してもらいたい。

- ◇ 異議申立手続において、利用事業者が適正に反論出来る機会が設けられていないという声について、どのように考えるか説明してもらいたい。例えば、違反事実について十分な事実関係が説明されないため対応が難しいという指摘について見解を求めたい。

➤ アカウント停止の判断方法・苦情処理体制

- AI がアカウント停止を判断する場合、どのような根拠で判断したのか見えづらい。この点についてどのように対応しているか説明してもらいたい。
- AI を利用してアカウント停止を判断している場合、その判断の正確性についてどのように考えているか説明してもらいたい。AI による判断が間違える可能性があることを踏まえた体制整備が求められる。
- AI を利用してアカウント停止等の事案を自動判断している場合、どのようなルール・体制を整備しているのか確認したい。例えば、人の目によるチェックを併用するのであればその人員体制や着眼点、社内審査マニュアルや苦情処理マニュアルの整備状況などを確認したい。
- AI を利用したアカウント停止の対応について改善を要するという課題認識があるか説明してもらいたい。

(会合終了後に寄せられた追加質問・意見等)

- ◇ 誤ったアカウント停止処分を行わないためにどのような取組を行っているか説明してもらいたい。
- ◇ 誤ってアカウント停止処分を行った場合、利用事業者をどのように救済しているか説明してもらいたい。

【⑥苦情処理・相談体制について】

- 苦情処理・相談体制については、手続的な改善だけではなく、技術を用いた創造的な改善という方法もあり得る。法務だけではなく現場の知見も踏まえて、どのようにすれば効果的・効率的に問題を解決できるか組織横断的に考えることが重要。そのような取組を早期に開始して報告書に経過を記載してもらいたい。
- 苦情・相談等への個別対応はコストや工数の関係で難しい場面もある。技術的に解決できるか否かも含め、DPF 提供者と率直なコミュニケーションをしたい。
- DPF 提供者からの説明に「納得がいかない」という声が見受けられる。そこで、利用事業者からの苦情について判断を行っている主体（日本支社、アジア統括、米国本社等）を確認したい。
- グローバルに事業を展開している DPF 提供者については、日本の閉鎖的な特色について、どのように認識して、どのように対処しているのか説明してもらいたい。
- 問合せに対して定型文が返ってきて個別の回答をしてくれない、聞きたいことに対して的確な回答をしてくれない、という利用事業者の声が多い。この点が、利用事業者とのミスコミュニケーションの原因となっていると思われる。エスカレーションして個別の対応を行う必要がある場面もあると思われるが、この点について、対応状況や考え方を説明してもらいたい。

【⑦商品の表示順位等について】

- 表示順位を決定する基準
- 表示順位を決定する基準を完全に透明かつ公平にすると、実績がある利用事業者が有利になり、

ランキングが固定化されてしまうおそれがあるので、必ずしも利用事業者のメリットになるとは限らない。DPF 提供者があえて不確実性や不透明性が残る基準を採用している背景には、何らかの考え方があるはずである。その考え方を説明してもらいたい。

- DPF 提供者は、商品の表示順位を決定する考慮要素をいくつか開示している。しかし、利用事業者は、個々の考慮要素の重み付けが分からないので、どのような努力をすれば良いのか分からないし、DPF 提供者が有利になるような重み付けが行われていても気づかない。関係者間での相互理解を促進するためには、重み付けに関連する情報が開示されることが望ましい。
- DPF 提供者としては、各パラメーターの重み付けを開示したくない可能性がある。営業秘密であることもあり得るし、開示することでかえって公平性が損なわれるおそれもある。
- AI を利用して商品の表示順位を決定している場合、どのような根拠で判断しているのかわかりにくい。その点について説明してもらいたい。
- 基準を説明するよう求めても、基準が絶えず変化している可能性もある。この点について DPF 提供者とコミュニケーションをとる方法についても検討すべきである。

(会合終了後に寄せられた追加質問・意見等)

◇ DPF 提供者には、個別具体的な指摘内容に対して客観的に恣意性がないことを説明できているかが問われる。そのためには、「情報を開示すると最適化する利用事業者が現れて不公平になってしまうため開示できない」「基準は絶えず変化するため説明することができない」といった回答では不十分である。また、「公正・中立に取り扱っている」「恣意的な操作はしていない」といった抽象的・一般的な回答でも不十分である。

➤ 自社優遇の懸念

- DPF 提供者が自社・関連会社の商品と他の利用事業者の商品を同様に扱うか否かに差異が見られる。この点については、透明化法との関係でも、できる限り説明してもらいたい。特に、Amazon と Apple からは回答がないので、自社優遇の有無について説明してもらいたい。
- 自社優遇をしないこととしている場合、自社優遇であるか否かを区別する基準はあるのか、自社優遇をしないための社内ルールがあるのか、当該ルールに従った運用をしているか監査しているか、といった点を説明してもらいたい。

【⑧DPF 提供者によるデータ利用】

- データを自社商品の開発・販売に利用しないこととしているプラットフォームと、その点が判然としないプラットフォームがある。どのようなデータ（「集約したデータ」と「個別のデータ」の定義を含む。）をどのように利用しているのか、各社にできる限り説明してもらいたい。
- データの管理体制について詳しく説明してもらいたい。自社商品の開発・販売にデータを利用しないこととしている場合、その実効性を担保する仕組み（社内ルール等）があるのか詳しく説明してもらいたい。

(会合終了後に寄せられた追加質問・意見等)

◇ Apple Developer Program 使用許諾契約 9.3（デベロッパーが Apple に提供した一切の情報について、Apple は秘密保持義務を負わないこと、Apple は当該情報を無制限に無償で使用できることなど）は、取得・利用するデータやその目的として開示している情報（資料 2 に記載されている内容）とどのような関係にあるのか。Apple が実際に取得・利用しているデータの内容とその利用目的について説明してもらいたい。また、秘密保持義務を負わないこととしている理由や、その公正性についてどのように考えているか説明してもらいたい。

- 最後に、岡田座長から、以下のとおり、統括が行われた。
 - ・ 本会合では、情報開示とその評価を通じて、DPF 提供者と利用事業者の課題共有や相互理解を促進し、自主的かつ積極的な取組を促すことを目的としている。ここで重要なポイントとなることは、可能な限り対外的に公表可能な事実を明らかにしながら、透明かつ公正に議論できる領域を広げていくことであると考えている。
 - ・ このような観点から、DPF 提供者の皆様には、可能な限り具体的な情報を、ぜひ積極的に提供いただきたい。このような情報提供が、DPF 提供者への信頼の醸成にもつながると考えている。また、透明化法では、環境変化に応じて柔軟かつ自主的な行動変容を促すことも意図しているため、今後、アジャイルな共同規制の枠組みとして、本会合が機能することも期待されている。
 - ・ 関係各位には、引き続きのご理解とご協力をぜひお願い申し上げたい。
- また、野原局長から、本日いただいた指摘事項を整理し今後の本会合のプロセスを進めていきたい、関係各位には引き続き協力をお願いしたい旨発言があった。

※ 本議事要旨は、会合の様態等を事務局の文責において要約したものであり、事後修正の可能性があります。

【お問い合わせ先】

商務情報政策局 情報経済課 デジタル取引環境整備室
電話：03-3501-0397